

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20

則ち、草率なれば、その時期まで待たざる可し。  
三、四、五項は要求に応じ難し。

(理由)

十九年度の年当り平均は十二年度本年四月より  
十九年度の平均十二年度を本給に直してより、  
十二年度の年当りを支給すること、せらに  
か三月も経過するにこの要求をたすは不  
なり。

四項の手当支給開始期間短縮は承認し難し  
但し、家族扶助料は入社翌月より支給すること  
に  
なる。